

一世帯あたり
5万円

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (家計急変世帯) お早目の申請をお願いします。

問合せ 市役所社会援護課福祉政策担当(給付金係) (☎65-1157)

給付金対象者と受給権者

給付対象者 申請日時点で、釧路市の住民基本台帳に記録されている方

・予期せぬ事情で家計が急変し、住民税非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯※(家計急変世帯)

※世帯員全員のそれぞれの年収見込み額が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

年収換算

22(令和4)年1~12月の
任意の1カ月の収入×12

市民税均等割非課税水準以下
(例) 単身: 収入97万円以下、
夫婦(2人): 収入148万円以下

受給権者

22(令和4)年度住民税非課税世帯で既に
本給付金(5万円)を受け取っている方は対
象外です。

申請から給付まで

申請方法

- 下記の市ホームページから申請書をダウンロードし郵送または、窓口へ提出。
- 市ホームページ内にある申請フォームからネット上でも申請できます。
- ※申請書は、社会援護課窓口にも用意しています。

口座振込

申請された内容を審査し、支給が決定した場合は、申請から2~3週間で指定の口座に振り込みます。

申請期限

23(令和5)年1月31日(火)まで

問合せ先

ご不明な点は、
「価格高騰緊急支援給付金」コールセンター

TEL 65-1157

※午前8時50分~午後5時20分

(土・日曜日、祝日、12月29日(木)~23(令和5)年1月3日(火)は除く)

詳しくは、右のQRコードから市ホームページをご覧ください。



●市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します

問合せ 市役所市民協働推進課 (☎31-4504)

●市民意見提出手続条例(パブリックコメント)とは?

市民参加と協働のまちづくりをより一層進めるため、市民生活や事業活動などに影響がある条例や重要な計画等を策定するに当たって、その案を公表して広く市民の皆さんから意見などを募集し、寄せられた意見なども参考にして内容を決定していく制度です。

また、寄せられた意見などに対しても、市の考え方を公表していきます。皆さんのご意見をお寄せください。

掲載している素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料が市ホームページをご覧ください。

	釧路市強靱化計画の策定	釧路市教育推進基本計画の策定
内容	これまでの災害の経験を生かしつつ、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災や減災への取り組みを継続していくことで、あらゆる災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った地域社会を築くことを目的とした国土強靱化地域計画として2018年に策定し、計画期間の5年を迎えたことから、新たに令和5~9年度の5年間の計画期間とした計画を策定するもの。	同計画は、生きる力を支える学力や体力・運動能力の向上、いじめ・不登校問題をはじめとする教育課題の克服に向けて具体的な達成目標を設定するとともに、学校・家庭・地域相互の連携を図り、各種施策を着実に推進するための計画である。今年度をもって現行の計画期間が終了することから、新たに令和5~9年度の5年間の計画期間とした計画を策定するもの。
募集期間	12月中旬~23(令和5)年1月中旬	
原案の公表場所	【共通】市役所本庁舎・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 市役所本庁舎3階都市経営課	MOO4階市教委教育支援課
意見の提出方法	住所、氏名(団体名)、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください(様式は問いません)。	
提出・問合せ先	都市経営課企画担当(☎085-8505 黒金町7-5 ☎31-4502 ☎22-4473 ☒to-kikaku@city.kushiro.lg.jp)	市教委教育支援課学校指導担当(☎085-0016 錦町2-4 ☎23-5189 ☎25-5999 ☒kyo-kyouikushien@city.kushiro.lg.jp)

	釧路市社会教育推進計画の策定	釧路市文化芸術振興計画の策定	釧路市子ども読書活動推進計画の策定
内容	同計画は、急速に変化する社会情勢において、社会教育に関するさまざまな課題を解決するべく、行政として取り組むべきことを明確化し、本市の社会教育を計画的・総合的に推進するための計画である。 今年度をもって現行の計画期間が終了することから、新たに令和5~9年度の5年間の計画期間とした計画を策定するもの。	同計画は、将来にわたり市民が子どもの頃から文化芸術に関わることができ、多様な文化芸術の保護、継承および発展が図られ、新たな文化芸術が創造されるための計画である。 今年度をもって現行の計画期間が終了することから、新たに令和5~9年度の5年間の計画期間とした計画を策定するもの。	同計画は、全国的に子どもの読書離れが指摘される中、本市においても、地域社会全体で子どもの読書活動をさらに推進するための計画である。 今年度をもって現行の計画期間が終了することから、新たに令和5~9年度の5年間の計画期間とした計画を策定するもの。
募集期間	12月中旬~23(令和5)年1月中旬		
原案の公表場所	市役所本庁舎・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ MOO4階市教委生涯学習課、市内社会教育施設		
意見の提出方法	住所、氏名(団体名)、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください(様式は問いません)。		
提出・問合せ先	市教委生涯学習課(☎085-0016 錦町2-4 ☎31-4579 ☎22-9096 ☒sh-shougaiakushuu@city.kushiro.lg.jp)		